

第3回島田市自治基本条例制定作業部会 会議要録

■日時

平成27年8月27日（木）13：30～15：10

■場所

島田市役所 会議棟 2階 D会議室

■出席者

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：鈴木地域生活部長、藪崎地域づくり課長補佐、瀧賀主事
自治基本条例を考える市民会議ファシリテーター守本氏が同席

■内容

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 報告

(1) 第8回市民会議（第2回作業部会）出席者からの感想

- ・責任を負っているという「負担感」が感じられました。本来、市民会議の役割はそこまで重いものではないと思います。
- ・市民が市政に参画して、自分たちのことは自分たちで考え、決めていこうというのなら特定の集団が恣意的な政策コントロールが行わない仕組みを考えることを前提とすることを委員に伝えれば、負担感が軽くなるのではと感じた。
- ・作業部会の役割が少し見えにくかった。
- ・委員の間にも温度差があると感じた。
- ・予算付け等もしているので、市としては、自治基本条例は作るという立ち位置は変わらないのかなと思う。問題は市民会議の中で何度も必要性の議論に立ち戻ってしまうことなのかな。
- ・市民会議の意見はあくまで参考意見として、市が最終決定するなど肩の荷を降ろしてあげる必要があるのではないかと感じた。
- ・市民委員との話し合いの中で意見が一致したことが、市民ニーズと行政サービスとのギャップを埋めることが大切ということ。そのためにはまず情報を共有して行政の制約を市民の間の自助や共助、市民協働で補ってニーズとサービスの間を縮めることが

できれば市民満足度があがるのではないか。

- ・一旦結論を出した自治基本条例の必要性について議論が戻ってしまうのはいかがか。
- ・現段階では抽象的な話し合いに終始しているため、進行が停滞していると感じた。
- ・市民会議も回数を重ね中盤に入っているので、「たたき台」を作成し、そろそろ具体的な話し合いが必要だと思う。
- ・市民の意見に耳を傾けることも必要だとは思いますが、ある程度具体性を持たせるために事務局案を示すことも手だと思う。誘導と思われる危険性もあるが。

4 協議

(1) 今後の作業について

当初の計画では作業部会の役割は「市民会議との意見調整を行いながらの条例案の作成」だったが、制定過程における庁内関係者の関与を促すために「条例制定のための庁内情報整理」や「庁内への広報」を作業部会で行ったほうがいいのでは？という提案が守本氏からあった。所属課の業務の都合のあると思うので事務局では判断できず、この作業部会に図りたい。

(2) 市民会議への参加について

市民会議の話し合いの内容や雰囲気作業部会員に共有するため、市民会議毎に数人の作業部会員が当番制で参加できないか？という提案が守本氏からあった。所属課の業務の都合もあると思うので事務局では判断できず、この作業部会に図りたい。

(1)(2) については一括して協議

部会員：市の姿勢自体はつきりしていない感じがする。総合計画や予算では載っているが作業部会の上部組織の制定委員会で市の方向性として「自治基本条例を作る」という意向が示されてから作業をするのが本来ではないか。作業をやっていくのは構わないが、後で上のほうから違う考えが来ると困る。

事務局：事務局としても市民会議の運営が市の誘導と捉えられないように注意を払っている。現在は市民会議で出た意見がまとまるのを待っている。

部会員：そのような遠慮が却って市民会議の負担になっているのでは。市がしっかりとバックアップをしているという姿勢を見せることが重要なのでは。

事務局：市長は作りたいと思っているが、確定はしていない。

部会員：市長が作りたいと思っているなら制定委員会はなくてもいいのではないか。制定委員会が作るという方針を示し、作業を進めていくイメージだった。作るという方針が示されない限り市民会議同様作業部会でも条例の必要性についての議論が出るのではないか。

部会員：一般的には制定委員会があつて、幹事会があつて、作業部会があつてという仕

組み。制定委員会が方針を決定して、それを基に下が動いていくもの。このまま作業部会員が市民会議に入っても右往左往するだけだと思う。一旦制定委員会を開いて方針を固めてもらったほうが作業部会も動きやすくなるのでは。

事務局：自治基本条例を考える市民会議要綱では条例の要否を市民会議で検討することになっている。今のあり方を変えるには要綱から抜本的に変える必要がある。一般的な条例は市の方針で作ることを前提として、中身を検討してもらうことが多い。右往左往することはわかっているが、自治基本条例は一般的な条例とは作り方が違う。市民が必要とするということの大前提として作り上げていこうという姿勢。市民が必要ないと判断すれば市長が何を言おうが今はいらぬということになる。それでも作るというなら市長の政治判断にはなるが。市民本位に考えていきましょうというスタンス。その部分が苦勞しているところではあるが。県内他市で制定している自治体は首長の「制定する」という方針の下、市民会議を立ち上げている。島田市はそうではない。市長は作りたい、総合計画や行政経営戦略にも載っている、予算もあるが、あえて市民のみなさんに図りたい。そうでないと制定後に浸透していかないという市長の意向がある。

部会員：市民会議で必要性が確認できれば、作業部会も作業が進んでいくというイメージでよいか。

事務局：市長面談や前回の日詰教授の講話によって少しずつ前向きになっていると思う。今後の作業イメージとしては、いつまでも必要性の議論をしても仕方ないので、条文を作る作業を進めていき、作られた条文を見て必要性を判断してもらえばいいのではないかと考えている。「こんな条例ならあったほうがいいよね。」「このくらいの条例ならなくてもいいよね。」という判断をしてもらえればと思う。今の状態で判断してと言っても抽象的で、一条も条文を作っていないので無理だと思う。市民会議の負担感が強いのは難しい条文を作るのではないかと考えている委員がいることも理由の1つだと思う。当初にそうでないことは説明しているが、何回も確認され、その度に説明はしているが、実際条文を1つも示していないのでそういうことになることは仕方ないと思う。市民会議に作業部会員が毎回出席すれば委員も「条文は行政が作ってくれるのだな。」と思い負担感が少なくなるのでは。誘導ではなく、市民と行政が一緒に作り上げていくのが市民会議と作業部会の役割なのではと思う。

事務局：そういった問題とは別に各課担当業務を抱え、各種委員等を務めている中で自治基本条例制定作業で更なる業務をお願いすることになる。そういった視点での意見もいただければ。

部会員：当番制という話だが、本来であれば作業部会員全員が出ればいいのでは。大変だと思うが。それか、テーマ毎に参加メンバーを決めればいいのでは。

部会員：(1)(2)に反対というわけではない。市長はじめ上部機関がしっかりと方針

を示した中で作業を進めていったほうがいいのではないかと思う。

部会員：こういう作り方は初めてなので模索しながら進めていると思うが、作業部会の立ち位置だけでもはっきりしておきたい。制定委員会内で今後の作業部会の関わり方を共有してほしい。

守本氏：外からの意見ですが。平成 26 年度末に必要性の確認を行い、平成 27 年度からは制定委員会や制定作業部会と一緒に進めて行くという当初の計画とは異なり、平成 26 年度末には「あったら良いと思うが、今後の作業で随時必要性を確認していく」という「条件付の可」という答えが出された。なので、庁内組織の制定委員会も制定「研究」委員会にしないと足並みが揃わないのではないかと感じている。他市の事例で、市民会議と行政の間で一番問題が起きるのが、市民会議の案を検討し、行政がフィードバックするとき。そこで誤差が生まれる。また庁内での温度差もある。そのような問題を防ぐために制定段階から庁内で研究し、各課で考えていくのが理想的だと思う。市民会議の意見はおそらく綺麗な形では出てこない。もやっとした形で出てくると思うので、その時に逆提案できるようにバックデータ等事前に庁内での研究も必要ではないかと思う。そのような作業を進められるような体制を考えてもらいたい。

事務局：逆に行政は市民に何を求めているかということも協議し、市民会議に投げかけるやり方もあると思う。

守本氏：やはり市民会議では行政について詳しく知らないのも市民側から提案できず、焼津市では行政の部分については行政がたたき台を作った経緯がある。どちらにしても市民会議とキャッチボールをして齟齬が出ないように、庁内の温度差が出ないようにするのが作業部会の目標なのかなと思う。

部会員：制定委員会の要綱には何て書いてあるか？

事務局：要綱には条文の作成について書いており、研究については当初の計画になかったもので書かれていない。

部会員：市民会議の委員も市の職員も自治基本条例を制定するという動機付けが弱く感じる。市の職員は市長の方針に沿って仕事をすることが当然だが、職員も自治基本条例がどんなものであるかよく知らない。こちらもいつまでに何をしろと指示されれば行すが、レクチャーも受けていない今のままでは市民会議を手助けできず役割をうまく果たせない状況。

部会員：やるべきことが決まっていて、作業部会員がやりやすい環境を作ってくれば色々やることはやぶさかではない。

事務局：(1) と (2) については、一旦事務局で持ち帰り検討する。

(3) 広報しまだ 10 月号特集記事について (資料 1 参照)

自治基本条例を市民へ周知するために広報しまだ 10 月号で自治基本条例の特集を組むことになった。予定では 5 ページ分。現在企画を練っている。作業部会の本来の協議事項ではないが、みなさんのご意見を伺いたい。

○作業部会からの意見

- ・賛成意見、反対意見双方掲載したほうがいい
- ・市民のコメントは県外の人でもいいと思う

(4) 市民向け講演会について(資料 2 参照)

自治基本条例を市民へ周知するために 12 月 12 日(土)に市民向けの説明会をおおるり大会議室で行うことになった。現在企画を練っている。作業部会の本来の協議事項ではないが、みなさんのご意見を伺いたい。

○作業部会からの意見

- ・パネラーとして議会から代表で出てもらうのはどうか
- ・講師謝礼について根拠を明確にしておくこと

5 質疑応答

特になし。

6 その他

特になし。

7 閉会

以上